

平成 26 年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

	頁
◎ 所管事項説明	
1 三重県地域防災計画（地震・津波対策編）（案）について …	1
2 三重県消防広域化推進計画の見直しについて ……………	3
3 包括外部監査について ……………	7
(1) 平成 24 年度監査への対応結果	
(2) 平成 25 年監査結果及び対応方針	
○ 別冊	
・ 三重県地域防災計画 ー地震・津波対策編ー <未定稿>	
・ 三重県消防広域化推進計画（改訂版）（案）	

平成 26 年 3 月 10 日

防災対策部

1 三重県地域防災計画（地震・津波対策編）（案）について

（1）地域防災計画の見直しの主なポイント

「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」については、東日本大震災や紀伊半島大水害で得た教訓をはじめ、災害対策基本法の改正内容や国の防災基本計画の見直し内容、市町、ライフライン企業等の防災関係機関との協議、意見交換等をふまえながら見直し作業を進めてきました。

① 計画の目標

第1部 第1章「計画の目的・方針」において、“防災の日常化”を定着させるという考え方のもと、本計画に基づく防災対策によって、「地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける」ことを本県の地震・津波対策の目標として取り組むこととしました。（P 1、P 2）

また、第2部「災害予防・減災対策」の各節には、それぞれの取組がめざす「防災・減災重点目標」を設定しました。（P 33ほか）

② 「自助・共助・公助」一体の取組

第1部 第2章「計画関係者の責務等」において、「自助・共助・公助」が一体となった取組に向けて、県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割を追加するとともに、第2部「災害予防・減災対策」の各節において、「公助」「共助」「自助」毎に対策項目を記載しました。（P 10、P 33ほか）

③ 災害対策基本法の改正内容等の反映

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、平成26年1月には国の防災基本計画が修正されたことから、第2部「災害予防・減災対策」、第3部「発災後対策」などにおいて、指定緊急避難場所・指定避難所等の整備、避難行動要支援者名簿の作成・活用等、必要な内容を反映しました。（P 56、P 256ほか）

④ 津波対策

第2部「災害予防・減災対策」において、津波に特化した対策項目がある場合は、「津波対策について」として特記しました。（P 56ほか）

⑤ 災害対策本部体制の見直し

第3部「発災後対策」において、災害対策本部体制及び地方部体制の見直しを行い、災害対策本部の活動態勢を部隊制に改めたことなどから、各々の対策ごとに実施する部隊、班を明記するとともに、緊急派遣チームや地方部派遣チームによる市町等支援・情報収集活動など、新たな対策を記載しました。（P127、P128ほか）

⑥ 広域支援体制の整備

第3部 第1章「発災後対策」において、第5節「広域的な応援・受援体制の整備」を新設し、広範囲にわたる大規模な被災を想定した県内市町間や他府県との応援体制、受援体制を記載しました。（P191ほか）

⑦ 災害時要援護者対策

第3部 第4章「避難及び被災者支援等の活動」において、第2節「災害時要援護者対策」を新設し、災害時要援護者の避難行動支援や避難所等における生活環境確保対策等を記載しました。（P254ほか）

⑧ 復旧・復興対策

第4部 第1章「復旧・復興対策」において、第3節「復興体制の構築と復興方針の策定」を新設し、「復旧」から「復興」へと対策をスムーズに進めるため、復興方針等を策定するための体制等について記載しました。（P329ほか）

2 今後の対応

災害対策基本法第40条の規定により、都道府県地域防災計画は、都道府県防災会議が作成し、必要に応じて修正をするものとされていることから、平成26年3月24日（月）に開催予定の三重県防災会議に本計画の修正案を審議事項として諮り、承認を受けた後、公表を行うこととしています。

2 三重県消防広域化推進計画の見直しについて

1 経緯

平成25年4月、消防庁の基本指針が改正され、広域化の期限が平成30年4月1日まで延長されたことを受け、現行の「三重県消防広域化推進計画」を見直すこととし、三重県消防広域化推進懇話会での議論や、各市町、各消防本部との調整をふまえて、別冊の「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（案）のとおりとりまとめましたのでご報告します。

2 三重県消防広域化推進計画（改訂版）（案）の概要

現行の「三重県消防広域化推進計画」では、8ブロック→4ブロック→1ブロック（県域）という段階的かつ県内一律に広域化を推進するという考え方でしたが、今後は県内一律ではなく、地域の実情をふまえて、優先的に広域化に取り組む地域を重点化し、また、広域化のメリットが見えやすい通信指令業務等個別業務の共同処理（「機能別広域化」）を推進します。

具体的には、県内各地域を3つの区分に分けて広域化を推進していくこととします。

（1）広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域

広域化の協議を継続し、今後、広域化の効果やメリットが具体的に期待できると予想される地域

- ① 伊賀市・名張市地域
- ② 四日市市・菰野町地域

（2）急ぎ消防体制の強化が必要な地域

特別な事情を有した特に小規模な消防本部で、消防を取り巻く現在の状況に鑑み、急ぎ消防体制の強化が必要と考えられる地域

- ・鳥羽市地域

（3）広域化の気運の醸成を図る地域

地域の課題に応じたきめ細やかな情報提供等を行い、気運の醸成を図るとともに消防の広域化の条件が整うまでの間、広域的な対応（相互応援等）の充実に取り組む地域

- ・上記以外の地域

3 今後の取組

- ・ 「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を3月中に決定・公表していきます。
- ・ 当該計画により、重点的に取り組む必要があるとした地域については、あらかじめ関係市町の意向をふまえたうえで、改正後の消防庁の基本指針に基づき、国・県の支援を集中的に実施する重点地域の指定を行っていくこととします。
- ・ また、当該計画に沿って、県は市町や消防本部からの求めに応じて必要な調整や先進事例等のきめ細かな情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた弾力的な財政支援措置を国に働きかけるなどに取り組んでいきます。
- ・ さらに、県民の広域化に対する理解を深めるために、県広報の活用等により情報提供や啓発活動を行っていきます。

三重県消防広域化推進計画（改訂版）（案）の概要

背景

広域化の状況

- ・平成24年度末までに8ブロック化を目指したが実現しなかった（全国的にもあまり進んでいない）
（理由）・広域化のメリットが十分認識できない
- ・小規模の方に消防力が流出するのではないかと懸念
- ・消防本部と市町（防災担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと懸念 等

課題

- 火災…大規模火災、複数箇所での火災に対処するための消防車両等の整備が困難
- 救助…救助活動用資機材の配備が困難
- 救急…救急出動件数の増加の伸びに対して、救急隊の増加隊数は少なく、1件あたりの活動時間が長時間化
- 予防…建築物の大規模化・高層化・複雑化に伴い、高度で専門的知識を有する人員の確保が困難
- 人員…年齢構成が不均衡、大量退職時に消防力が低下
人事ローテーションの設定が困難で、専門性の向上機会が不足

広域化の必要性

- ・消防本部がかかえる課題や将来の見通しをふまえると広域化は避けて通れない
- ・広域化を実現したところでは、広域化の具体的なメリットを発揮している

現行の三重県消防広域化推進計画

基本認識

- ・消防本部の管轄人口、活動状況、生活圏、文化、歴史等を勘案してブロックを形成
- ・段階的な広域化の推進
- ・県内一律の広域化の推進

第一段階
8ブロック

第二段階
4ブロック

将来目標
県域消防本部（1ブロック）

重点地域の指定

広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域を県が指定し、国・県の支援を集中的に実施。

消防広域化の進め方

基本認識

- ・県内一律ではなく、地域の実情をふまえて広域化を推進
- ・優先度が高い地域の広域化を推進

- 1 優先的に広域化に取り組む地域の重点化（別冊 P31）
 - ・広域化の協議が継続している等、広域化の気運がある地域
 - ・今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある小規模消防本部
- 2 「機能別広域化」の推進（別冊 P31）
 - ・消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）をさらに推進
 - *機能別広域化…通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務の共同処理
- 3 広域化の気運の醸成（別冊 P32）
 - ① 広域化に関する議論が活発に行われるための取組の推進
 - ・地域の実情に応じたきめ細かな情報提供
 - ② 将来の広域化を見据えた大規模災害時等への対応強化
 - ・広域応援、相互応援等の調整

県内各地域における展開

- 1 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域（別冊 P33）
 - ① 伊賀市・名張市地域
 - ・「広域消防運営計画策定委員会」で協議継続中
 - ・通信指令業務の共同処理を話し合っており、共同処理が実施されれば、救急搬送を統一的に運用することにより円滑な救急搬送業務が期待できる。協議を更に進めて、広域化を推進する。
 - ② 四日市市・菰野町地域
 - ・「消防広域化研究会」で協議継続中
 - ・菰野町は、特に小規模な消防本部だが、新名神高速道路の開通に合わせて、消防職員等の増強が進められており、さらに地域の消防力を高めるため、協議を更に進めて、広域化を推進する。
- 2 急ぎ消防体制の強化が必要な地域（別冊 P34）
 - ・鳥羽市は、特に小規模な消防本部だが、国際観光都市で住民・観光客を守るため、消防力の強化が必要である。
 - ・将来の広域化を見据えた消防体制の強化を支援する。
- 3 広域化の気運の醸成を図る地域（別冊 P34）
 - ・その他の地域においても、地域の課題に応じたきめ細やかな情報提供を行い、気運の醸成を図るとともに、広域的な対応（相互応援等の充実）を推進する。

国の財政支援（平成26年度）（案）

- ※重点地域に限定（別冊 P35）
- 特別交付税の措置
 - ・消防広域化準備経費、消防広域化臨時経費
 - 緊急防災・減災事業債の活用（充当率100%・交付税算入率 元利償還金の70%）
 - ・消防署所（消防署、出張所等）の整備（広域化後10年度以内事業）
 - ・消防指令センター（指令装置等）の整備
 - ・消防車両等の整備（広域化後5年度以内事業）
 - 一般単独事業債の活用（充当率90%）
 - ・消防本部庁舎の整備

県の支援（別冊 P36）

- 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言
- 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等
- 消防体制強化の支援

3 包括外部監査について

(1) 平成 24 年度監査への対応結果

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査について、平成 24 年度は、「公有財産の管理に関する事務の執行について」をテーマに実施されました。

防災対策部では、防災行政無線施設、広域防災拠点、消防学校等を公有財産として管理しており、これらの財産管理に係る一連の事務手続きに関し、合規性等の検証が行われました。

監査結果及び対応結果は以下のとおりです。

○工事請負費の公有財産台帳への登録について

結果（注 1）	対応結果
三重県消防学校管理教育棟空調設備等改修工事（支出額 34,627 千円）については、平成 23 年度に工事に関する一連の手續が行われているものの公有財産台帳への登録がなされていなかった。 「公有財産台帳記入要領」には、1,000 千円を超える改修等については原則として公有財産の増加として処理すると規定されていることから、これに従い公有財産の増加登録を行うべきである。	指摘を受けました本件改修工事について、公有財産台帳への登録をいたしました。 合わせて、公有財産管理制度の運用について、各所属に周知するとともに、同様の事例が発生しないよう、公有財産 1,000 千円を超える改修等について、事業担当課及び支出担当課によりチェックしました。

（注 1）合規性等についての指摘事項。

(2) 平成 25 年度監査結果及び対応方針

平成 25 年度包括外部監査は、「防災・減災等事業に関する事務の執行について」をテーマに実施され、「命を守る緊急減災プロジェクト」構成事業をはじめとする防災・減災等事業に関する事務執行の合規性等の検証が行われました。

監査結果の概要及び対応方針は以下のとおりです。

① 結果及び意見の件数

	結果(注1)	意見(注2)
総括的意見	0件	5件
部局別の監査結果	2件	7件

(注1) 合規性等についての指摘事項。

(注2) 経済性・効率性等に関して意見を述べた事項。

② 監査結果及び対応方針

監査結果及び対応方針は、別紙のとおりです。今後、指摘事項を精査のうえ、適切に対応してまいります。

平成25年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
1. 外部監査の結果－総括的意見－		
1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の選定について（意見）		
<p>「命を守る緊急減災プロジェクト」は、東日本大震災や紀伊半島大水害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かす、及び総合的な災害対応力を強化していくという解決すべき課題に対して、「三重県緊急地震対策行動計画」等の計画に基づく取組を確実に進めていくこと、県全体の災害対応力を高めていくことをプロジェクトの目標とし、当該目標を達成するために設定した5つの実践取組の実現に資する58の事務事業から成り立っている。このうち、半数以上が平成23年度以前からの継続事業であったが、5つの実践取組に合致するのであれば、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として位置づけられるとの説明を受けた。</p> <p>たしかに、従来からの継続事業であっても、緊急解決すべき課題に対応するため、引き続き実施することが望ましい場合もある。しかし、継続事業が5つの実践取組に合致していることを理由に、新たに解決すべき課題が発生しているにもかかわらず、構成事業が見直されないことが懸念される。</p> <p>平成25年度において、石油コンビナート等防災アセスメントがコンビナート防災対策推進事業として「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として加えられたように、今後も新たに解決すべき課題が発生した際には、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の追加及び見直しについての検討を継続することが必要と考える。</p>	<p>「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業については、新たな課題への対応に伴う事業の追加、対策実施に伴う事業の完了など、これまでも見直しが行われてきました。</p> <p>平成26年度当初予算についても、「私立幼稚園施設耐震化整備費補助金（一部）」及び「大規模建築物耐震対策促進事業」の2事業が、新たに構成事業に加わったところであり、引き続き、緊急に対処すべき課題の対応にあたっていきます。</p>	防災対策部
2. 各種防災関連報告書の体系的な整理について（意見）		
<p>県は、防災みえ.jpや防災対策部のホームページにおいて、各種の防災に関連する報告書を公表している。しかし、各ホームページにおいては、各種防災関連報告書の表題が並べられているのみであり、分かりにくいと思われる。</p> <p>したがって、各種防災関連報告書の目的や概要を明示するとともに、体系的に整理することにより、県民が必要とする防災に関する情報が確実に得られるようにすることが望まれる。</p>	<p>平成26年3月の「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」及び「三重県新地震・津波対策行動計画」の公表にあわせて、ホームページの掲載内容については、「地震・津波対策」「風水害対策」「地域防災」「応急対策活動」など小見出しを付して整理するなど、県民の皆さんに分かりやすく情報を伝えていくことができるよう、改善を図っていきます。</p>	防災対策部

3. 「命を守る緊急減災プロジェクト」と三重県地域防災計画等の関連について（意見）

各種防災関連報告書の根幹をなすのは「三重県地域防災計画」（以下「県防災計画」）と考えられ、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県防災会議が作成している。県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」の関連については、県防災計画は、国の防災基本計画等をもとに、実施すべき対策の方針を明示したものであり、整備基準や水準を設けるものではないことから、県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」は直接的な関係にあるものではないとの説明を受けた。

しかし、県は、「三重県緊急地震対策行動計画」等の各種計画を策定しており、これらの計画に基づく取組を確実に進めていくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」のプロジェクト目標として掲げられている。

県防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて作成された災害対策の基本であり、この基本を具現化していくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」の遂行につながるものと思われる。そのため、県防災計画を推進するための各種計画（三重県新地震・津波対策行動計画等）の実施に当たっては、「命を守る緊急減災プロジェクト」との関連を明確にすることが望ましいと考える。

「三重県新地震・津波対策行動計画」では、第4章「計画の基本事項」の「1 計画の位置づけ」の項において、「本計画は、津波避難や防災教育など『緊急地震対策行動計画』からの継続的な取組のほか、緊急輸送道路や海岸堤防施設の整備など『みえ県民力ビジョン』における『命を守る緊急減災プロジェクト』で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策計画である。」と明記するなど、計画とプロジェクトの関係を明らかにしたところです。

平成26年度に策定を行う「三重県風水害等対策行動計画（仮称）」においても、プロジェクトとの関連性を持たせながら、検討を進めていきます。

防災対策部

4. 災害時における燃料確保の方策について（意見）

災害が発生した場合には様々な業務に必要となる燃料を確保することが課題となる。しかし、東日本大震災では、広範囲の地域で燃料の主要な供給拠点が被災したことに加えて、輸送手段も被害を受けたことにより、燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した。県は、災害時に必要な石油類燃料の調達については、三重県石油商業組合と石油類燃料の供給に関する協定書を締結しており、民間ガソリンスタンドの流通在庫で燃料を確保することとしている。この前提の下で、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として、災害時において使用する非常用発電機等の資機材等の整備が進められている。しかし、東日本大震災のような燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した場合に、整備した資機材等が災害時に活用できない可能性も否定できない。

そのため、災害が発生した場合に、県として最低限確保しておかなければならない石油類燃料がどの程度必要か全庁的に情報を把握するとともに、これらの燃料をどのように調達するか、調達が困難と想定されるのであれば、どの程度の備蓄が必要であるかを調査することが必要であると考え。そして、石油類燃料は、危険物として消防法等の規制を受けることを考慮しつつ、災害時における応急対策を確実に実施するためにも、燃料確保の方策の検討が望まれる。

東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、災害時に地域の石油類燃料の供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えた災害対応型中核給油所（中核SS）等整備事業に取り組んでおり、三重県においては、22のガソリンスタンドにおいて整備が進められました。またあわせて、発災時における中核SSと三重県の連絡体制を整えることにより、流通在庫からの調達について体制の強化を図りました。

今後は、応急災害対策活動の拠点となる県庁舎の非常用発電設備をはじめ、県の災害対策活動に必要な石油類燃料について、燃料確保の方策について検討していきます。

防災対策部

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>5. 防災対策部における情報の収集・集約について（意見）</p>		
<p>防災・減災対策の推進は、県防災計画における風水害対策編、震災対策編及び三重県石油コンビナート等防災計画がその基本となる。これらの計画を推進するための基本的事項を実施する所管部局は明確にされている。</p> <p>一方、県防災計画の方針に関する事項は防災対策部の所管とされており、防災・減災対策の推進には、防災対策部が中心的な役割を果たすことになる。防災対策部は、所管部局と連携して防災・減災対策を推進しているとのことであるが、全庁的に検討を行うような事項は、必要な情報を十分に把握して進めていくことが重要である。</p> <p>また、全庁的な検討に当たって、必要な情報は多岐にわたることが予想されるため、把握すべき情報を特定するとともに、その情報を確実に収集・集約していくことも重要である。そのためには、防災対策部主導で、所管部局から必要な情報が適時かつ十分に入手できる体制の構築及び維持が期待される。</p>	<p>平時の防災業務について、例えば、県防災計画の見直しや「新地震・津波対策行動計画」の策定については、防災対策部が主導して各部局からの情報や意見を収集・集約して作業を実施するとともに、知事や部局長等で構成する「三重県防災対策会議」等において、全庁的に情報共有をして業務執行をしているところ です。</p> <p>また、県災害対策本部についても、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ体制の見直しを行い、防災対策部は各部局からの情報等を集約し、災害の全体像を把握し、組織横断的に検討すべき事案については危機管理統括監の判断のもと、所管部局を検討のうえ、指示する体制としているところです。</p> <p>今後とも、平時・災害時を通じて、防災対策部を中心として、所管部局と十分に情報共有をしながら防災・減災対策を推進していきます。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>部局別の監査結果 I 防災対策部</p>		
<p>1. 地域減災対策推進事業について</p>		
<p>① 実績報告の添付書類の保存漏れについて（結果）</p>		
<p>補助金交付に関する事務の執行が、要綱等に従って執行されているかを確認するため、平成24年度の補助金交付データから24件を抽出して手続を実施した。</p> <p>その結果、鳥羽市の観光案内サイン等工事で交付した補助金の実績報告において、完成写真が添付されていなかった。これは、三重県公文書管理規程の別表第3の3(2)事務事業の計画及び実施に関する文書に該当し、5年間保存すべきとの定めがあることから、入手、確認が済み次第、所定の場所に保存すべきである。</p>	<p>今回、ご指摘のありました実績報告に係る完成写真については、入手し、保存しました。</p> <p>今後もこのようなことがないように、チェック体制の強化を図り、適切な事務処理に努めていきます。</p>	<p>防災対策部</p>

② 実地検査の統一ルールの設定について（意見）		
<p>防災対策部では、実績報告等の提出物の確認のみの書面検査にとどまらず、可能な限り実地検査も実施している。しかし、実地検査の対象事業については、各地域防災事務所の判断により選定されており、また、検査項目については、一部の事務所で作成した様式を参考として検査を実施しているのが現状とのことである。</p> <p>実地検査は補助事業の履行が適切かを確認する上で最も有効な手段であるが、重要な検査項目が漏れる可能性がある等、有効かつ効率的に実施されているとまでは言い難い。防災対策部として統一の実地検査のルールを設定し、当該ルールに基づき、各事務所で実施させることが必要と考える。</p>	<p>当該補助金の完成検査について、検査項目等の統一化を図るため、各事務所の事務担当者会議を開催し、統一ルール設定に向けた検討を行います。</p>	防災対策部
2. 三重県広域防災拠点施設等基本構想について		
① 北勢拠点の整備について（意見）		
<p>北勢拠点の整備は現状、四日市市と候補地調整に向けて協議を進めており、具体的な整備地を慎重かつできる限り速やかに決定したいと考えているとのことである。しかし、設計から工事完成に至るまで4年程度を要するものと考えられるとのことであり、この間に東日本大震災クラスの大規模災害が発生した場合、「三重県広域防災拠点基本構想」（以下「基本構想」）どおりの運用ができない可能性があるため、北勢拠点の整備を速やかに実施することが望まれる。</p>	<p>大規模災害発生時の県内への広域的な支援・受援体制の拠点として、北勢広域防災拠点を整備するため、整備に必要な測量・調査・設計を実施する経費を、平成26年度当初予算に計上したところであり、今後、関係者と協議を進め、速やかに北勢拠点の整備を進めます。</p>	防災対策部
② 津市伊勢湾ヘリポートの液状化及び耐震強化への対応について（意見）		
<p>基本構想において、道路啓開完了までの被災地の救援物資分配による支援は空輸を中心とする旨が述べられており、発災時に防災ヘリコプターが出動できるかが課題と考えられる。</p> <p>しかし、平成24年度に実施された「三重県防災ヘリコプター等の運航基地にかかる現況基礎評価」の報告書によれば、防災ヘリコプター等が離発着する伊勢湾ヘリポートにおいては、少なくとも震度5弱の強震動が発生すると、液状化の危険が高いとのことであり、防災ヘリコプターが出動できない可能性も否定できない。</p> <p>津市伊勢湾ヘリポートは、土地は津市、防災ヘリコプターの格納庫は運航委託先の民間会社が所有しているため、県は、当面は液状化及び格納庫の耐震強化への対応の協議、さらには、移転を含めた将来の対応について検討が望まれる。</p>	<p>津市伊勢湾ヘリポートの液状化及び格納庫の耐震強化への対応について、津市及び運航委託先と協議を行います。</p> <p>また、将来的な対応については、直ちに移転とはなりません。現在の運航基地である津市伊勢湾ヘリポートに関わる関係者と調整を行っていきます。</p>	防災対策部

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
③ 大規模災害時における防災ヘリコプターの燃料確保について（意見）		
<p>防災ヘリコプターの燃料補給は、通常、津市伊勢湾ヘリポートで行なっているが、津市伊勢湾ヘリポートが使用不可能となった場合、近隣の空港への飛行、あるいは大量のドラム燃料を陸路で搬送することにより行われるとのことである。</p> <p>しかし、近隣の空港への飛行あるいは大量のドラム燃料の搬送には時間がかかるとのことであり、人命救助、被害状況調査及び救援物資輸送が一時的に中断されることになるため、防災ヘリコプターの燃料補給が速やかに行なうことが可能な方法についての検討が望まれる。</p>	<p>大量のドラム燃料の搬送に時間を要するとともに、緊急輸送が困難となる孤立地域の発生が懸念される東紀州地域への航空燃料の備蓄について検討を進めます。</p>	防災対策部
3. 三重県広域防災拠点施設の管理運営について		
① 資機材等備蓄状況のリストと現物の不一致について（結果）		
<p>中勢拠点及び伊勢志摩拠点のそれぞれにおいて、5品目について、資機材等備蓄状況のリストと現物を突合した結果、中勢拠点で2品目が不一致であった。</p> <p>2品目とも消防学校での訓練に使用しているとの説明を受けたが、広域防災拠点の資機材は、被害想定に基づく必要数を備蓄していることを鑑みれば、その所在は明確にしておく必要があると考える。したがって、訓練等で使用する場合には、その旨を明示しておくべきである。</p>	<p>資機材保管リスト等において、物品の所在を明示します。</p>	防災対策部
② 備蓄資機材の明示について（意見）		
<p>中勢拠点では「中勢拠点 資機材保管リスト」、また伊勢志摩拠点では「資機材在庫表」でレイアウトを明確にしているものの、棚に収納されている資機材の品目が表示されていないものがあつた。</p> <p>災害時においては、平常時は中勢拠点の業務に関わっていない者が当該作業に従事することも想定されるため、このような者でも迅速かつ的確に搬出作業が行なえるように、備蓄資機材の品目を記載した棚札を取り付けることが望ましい。</p>	<p>備蓄資機材の品目を記載した棚札を取り付けます。</p>	防災対策部
③ 発電機の備蓄について（意見）		
<p>広域防災拠点の各施設において、避難所用の備蓄物資として発電機が備蓄されているが、そのほとんどがガソリンを燃料として稼働させるものである。</p> <p>しかし、東日本大震災の発生時のように、燃料供給元である油槽所の被災、輸送のためのタンクローリーの被害等による燃料供給の滞り、さらに給油設備の損傷や停電等によるガソリンスタンドの稼働停止などにより、ガソリンの供給に支障が生じた場合、各広域防災拠点施設が備蓄しているガソリンを燃料とする発電機を稼働させられない事態が生じる可能性がある。</p> <p>このような事態を防止するため、各広域防災拠点施設でガソリンを備蓄する、あるいは、</p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、災害時に地域の石油類燃料の供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えた災害対応型中核給油所（中核SS）等整備事業に取り組んでおり、三重県においては、22のガソリンスタンドにおいて整備が進められました。またあわせて、発災時における中核SSと三重県の連絡体制を整えることにより、流通在庫からの調達について体制の強化を図りました。</p>	防災対策部

東日本大震災においても問題なく使用できたLPガスを燃料とする発電機の備蓄を拡充する等の検討が望まれる。

また、現在見直し中の被害想定を踏まえ、LPガス発電機をはじめとする発電機など、広域防災拠点毎に必要な資機材について見直しの検討を行います。

4. 石油コンビナート等防災について

① コンビナートの防災について（意見）

国土交通省関東地方整備局が平成21年3月に取りまとめた「臨海部の地震被災影響検討委員会報告書」において、首都圏直下地震を想定した東京湾における石油コンビナート等の火災等の二次災害について、「民有港湾施設や海岸保全施設は、建設から40年以上経過し施設の老朽化が進行している。また、多くの護岸は耐震化が行われていないと想定される。そのため、大規模な地震により護岸等が被災し、その影響で背後に立地している石油タンク等が損傷して海上への油流出やそれによる火災等の二次災害が発生した場合には、生命・財産や国民生活に大きな被害を及ぼす」という懸念を報告している。

県内でコンビナートが形成されている四日市臨海地区、尾鷲地区ともに、埋立造成、整備から約50年が経過している。そして、護岸の耐震化は完了しているとは言えないと考えられることから、この報告書にある甚大な被害が想定されないか懸念される。

県は、現行の高圧ガス保安法及び消防法の規定を遵守していることを前提に、液化化、側方流動とも発生可能性はあるが、側方流動に伴う高圧ガス貯槽や危険物タンク等への影響はほとんどないと考えている。

しかし、消防庁から通知されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針」において地盤の液化化、側方流動等に関する定量的な評価方法等は明示されておらず、護岸の耐震化の必要性についての検討を所管部局や防災機関等へ、より一層促す必要があるのではないかと考える。また、津波被害については、関係法令上、高圧ガス設備や屋外タンクについては、津波の波力を想定した構造計算を行うことを求めておらず、消防庁や経済産業省の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」においても、現行の高圧ガス保安法および消防法の規定に基づいた対策を講じているものの、「仮に、コンビナート港湾を襲うと想定される津波浸水深が概ね5～7m以上となった場合、タンクの滑動を防止する有効な方策は現時点では存在しないため、当該地区を含む広域的な津波防災対策の検討の一環として検討すべき課題」とされている。

現在、危険物タンクについては、消防庁は「津波被害シミュレーションツール」を提供されているが、高圧ガス貯槽については、経済産業省で津波の影響に係る評価方法の検討が行われているところである。

したがって、今後想定される東海・東南海・南海地震に対し、人命確保や社会的機能の維持が急務となっているところであり、これら震災をはじめとして、低頻度ではあるが大規模な被害を伴う災害事象にも適切に対処することができるよう、石油コンビナート防災の見直しが急務であると考えている。

県では、東日本大震災や南海トラフ巨大地震の被害想定公表を受け、今年度、石油コンビナートの災害想定を行う防災アセスメント調査を実施しております。今後、本アセスメントの調査結果を踏まえ、事業者及び関係行政機関等で構成する三重県石油コンビナート等防災本部において意見調整を図りながら、石油コンビナートの防災対策を検討していきます。

防災対策部